

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～

バングラデシュ国籍の方を特定技能外国人として受け入れるまでの手順の流れ

バングラデシュ国籍の方を特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続、在留資格変更許可手続や査証発給手続といった日本側の手続が必要となります。これに加え、バングラデシュ側でも一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

●バングラデシュから新たに受け入れる場合

1 送出機関の利用について【バングラデシュ側の手続】

バングラデシュの制度上、送出機関の利用は任意です。受入機関は、送出機関を通じることなく、直接バングラデシュ国籍の方との間で特定技能に係る雇用契約を締結できるほか、バングラデシュ海外居住者福利厚生・海外雇用省（MEWOE）から認定を受けた現地の送出機関やバングラデシュ海外雇用サービス公社（BOESL）（以下「認定送出機関」といいます。）を通じて求人・各種手続をする方法のいずれを採ることも可能とのことです。

なお、MEWOEから認定を受けた認定送出機関の連絡先、ホームページ、住所等は、以下のURLを御参照ください。

（MEWOEのURL） <https://probashi.gov.bd./site/notices/bbf3951f-1a9a-482c-8d26-55c84fa8522e/List-of-approved-sending-organizations-of-bd-Japan>

2 駐日バングラデシュ大使館の認証手続【バングラデシュ側の手続】

（1）共通

受入機関は、バングラデシュ国籍の方をバングラデシュから新たに特定技能外国人として受け入れたい場合、まず要求書（Demand Letter）を駐日バングラデシュ大使館に提出し、認証を受ける必要があるとのことです。

この手続は、大使館に直接提出するほか、郵送又はウェブサイトを通じて行うことができます。また、申請から認証の交付まで、約3営業日かかり、費用は無料とのことです。

（2）認定送出機関を介さずに手続を行う場合

受入機関は、要求書のほか、雇用を予定しているバングラデシュ人に係る詳細を添えて、駐日バングラデシュ大使館に提出する必要があるとのことです。

（3）認定送出機関を介して手続を行う場合

受入機関は、要求書の認証を受けたら、認定送出機関に認証済要求書を送付する必要があるとのことです。

3 MEWOE等の承認手続【バングラデシュ側の手続（認定送出機関を介して手続を行う場合のみ該当）】

認定送出機関が、上記2の認証済要求書にバングラデシュ人材雇用研修局（BMET）データベース（※）から抽出された特定技能バングラデシュ人候補者リストを添えて、MEWOEへ提出すると、MEWOEから承認レターが発行されるとのことです。

※データベースとは、BME Tが構築しているものです。認定送出機関は、BME Tに求人条件等を提出し、BME Tがその条件に合致する方のリストを抽出し、認定送出機関に提供するとのことです。

4 雇用契約の締結

(1) 認定送出機関を介さずに手続を行う場合

受入機関は、上記2で認証済要求書を受領した後、採用予定のバングラデシュ国籍の方と雇用契約を締結します。

(2) 認定送出機関を介して手続を行う場合

受入機関は、上記3の承認レターを受領した後、採用予定のバングラデシュ国籍の方と雇用契約を締結します。

5 在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

雇用契約締結後、受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

6 査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日予定のバングラデシュ国籍の方は、上記5で郵送された在留資格認定証明書を在バングラデシュ日本国大使館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うことになります。

7 BME Tにおけるエミグレーション・クリアランス・カード (Emigration Clearance Card) 取得手続【バングラデシュ側の手続】

認定送出機関又は来日予定のバングラデシュ国籍の方は、バングラデシュの制度上、上記6で発給された査証を含め、関連する書類をBME Tに提出し、BME Tの審査を経た上で、エミグレーション・クリアランス・カードを取得する必要があるとのことです。なお、申請から当該カード発行までは、約2営業日かかるとのことです。

来日予定のバングラデシュ国籍の方は、そのエミグレーション・クリアランス・カードを入手した後に、出国することができるとのことです。

なお、バングラデシュに一時帰国後、再度日本へ入国する際には、当該カードの再取得は不要とのことです。

8 特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったバングラデシュ国籍の方は、日本到着時の上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

●日本に在留する方を受け入れる場合の手続

1 雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するバングラデシュ国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、採用予定のバングラデシュ国籍の方と雇用契約を締結します。

2 在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるバングラデシュ国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、この方が地方出入国在留管理官署に対し、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、日本側の手続は完了です。

※ なお、バングラデシュ国籍の方本人は、在留資格や雇用主に変更が生じた場合には、駐日バングラデシュ大使館に報告する必要があるとのことです。

○ バングラデシュ側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

- ・ 駐日バングラデシュ人民共和国大使館

〔所在地〕 東京都千代田区紀尾井町3-29 〔電話番号〕 03-3234-5801

〔メールアドレス〕 fslabor@mofa.gov.bd